

年金受給資格期間を短縮します

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

①何がかわるの？

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)を、25年から10年に短縮します。

②対象はだれ？

既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間が10年以上の方が対象になります。対象者の方には、平成29年2月末から平成29年7月までの間に、日本年金機構から黄色の年金請求書を順次お送りします。

③手続きは必要？

日本年金機構から「年金請求書」が届いたら必要事項を



記入のうえ、必要書類と合わせて年金事務所までお持ちください。ただし、全ての加入期間が国民年金第1号被保険者(自営業者など)の方は、役場の窓口にお持ちください。

④いつから受給できるの？
年金を受給する権利が発生する日は平成29年8月1日となります。既に65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、平成29年9月分を10月にご指定の口座へ年金をお振込みします。(以降、2か月分の年金を偶数月にお支払いします。)

携帯電話の個人情報流出に気をつけましょう

■問合せ
産業振興課水産・
産工グループ
☎74-3005

一度個人情報流出してしまうと、その個人情報は名簿業者に流れていろいろな悪質業者に販売されてしまいます。流出すると1日500件以上の迷惑メールが届く場合もあります。

話を使用しましょう。
・知らない人からのメールを安易に開かない。連絡をとったり、個人情報は入力したりしない。
・メールに記載されたURLをクリックしない。
・ウイルスが仕掛けられている場合もあるのでセキュリティソフトは定期的に更新しましょう。
・不特定多数の人が利用できない暗号化されていない無線LANスポットでは通信内容を簡単に傍受されるので、大切なログイン情報やパスワードなどは入力しないようにしましょう。

洞爺湖町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員を募集

■問合せ
企画防災課企画
グループ
☎74-3004

「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に必要な審議をしていただくため、「洞爺湖町まち・ひと・しごと創生有識者会議」の委員を募集します。

■募集人員 3人
■選考方法
募集人数を超えた場合は抽選により選出
■応募資格
次の条件を満たす方
①応募時点において20歳以上で洞爺湖町に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき町の住民基本台帳に記録されている方。
②任期中、継続して会議出席できる見込みのある方。
③町の職員を含む行政機関の職員または町議会議員でない方。

■応募方法
「応募申込書」に必要事項を記入して応募先へ提出。申込書は企画防災課、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所に用意してあります。また町のホームページからも取り出せます。
ホームページアドレス(<http://www.town.toyakohokkaido.jp/>)
■応募締切
3月24日(金) 必着
■応募先
本庁企画防災課、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所

行政に関わる くらしの無料 相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前の予約は不要です。

■日時 4月15日(土)
9時30分～12時

■場所 あぶた母と子の館
研修室

■問合せ
北海道行政書士会
室蘭支部(☎76-
3538・担当後
藤) / 役場住民課
住民・戸籍年金グ
ループ(☎74-3
002)

■主催
北海道行政書士会
室蘭支部

